



防護柵の設置について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成2年3月6日

受 道 号 外
平成2年3月6日

各土木事務所長殿

道 路 課 長

防護柵の設置について（通知）

平成2年2月25日大阪府で発生した移動式ガードレールの基礎抜け落ち事故について、建設省道路局国道第二課から別添写しのとおり注意がありました。現場状況等により、やむを得ず仮設的に防護柵を設置する場合は、本注意事項に留意し、車両の逸脱事故等の発生を防止するよう努めてください。

防護柵の設置について（注意）

平成2年3月1日
国 道 第 二 課

先般大阪府で発生した防護柵の事故を参考に、類似の事故の防止に努められたい。尚、事故の防止に当たっては、特に次のことを留意されたい。

1. 移動式ガードレールの設置

- ① 仮切り回し等やむを得ないものに限ること。
- ② 歩行者等を守る目的で設置する場合には、使用しないこと。

2. 土中式以外の設置

- ① 設置方式は、原則として土中式とすること。
- ② 止むを得ず、コンクリート埋め込みにする場合は、次のことに注意する。
 - イ、施工に当たっては、設置要綱（以下同）P77の2の（2）を厳守する。
 - ロ、構造物に設置する場合は、基礎部が構造物と一体となること。
 - ハ、単独で設置する場合は、必ず連続基礎とし、基礎部は埋込むこと。

3. その他設置基準に照らして

- ① 橋梁等の取り付け部については、橋梁と取り付け部の連続性を確保すること。その場合防護柵の種類はなるべく統一すること。P12の4の（2）及びP31。
- ② 車両の逸脱によって、二次的な事故の発生が考えられる場合は、積極的上級種別のものを使用すること。適用条件に次を追加して良い。P10の6。
 - イ、道路下に他の道路が面している区間。（他の道路が、道路上にある場合等は、その道路管理者に申し入れる）
 - ロ、道路下に人家がある場合。

2月26日 月曜日 第4版

移動式ガードレールに車
土台落ち、歩行者直撃
大阪・女性死め

